

水無瀬生活貯水池事業の検証に係る検討

報告書

令和7年1月

岐阜県

## 目 次

1. 検討経緯	1-1
1.1 ダム事業の検証について	1-1
1.2 検証手法について	1-2
1.3 岐阜県事業評価監視委員会による審議について	1-3
2. 流域及び河川の概要について	2-1
2.1 流域の概要	2-1
2.2 治水と利水の歴史	2-2
2.2.1 過去の主な洪水	2-2
2.2.2 過去の主な渇水	2-4
2.3 水無瀬生活貯水池の現状と課題	2-5
2.3.1 水無瀬川の現状と治水安全度	2-5
2.4 現行の治水計画	2-8
2.4.1 「一級河川木曾川水系 飛騨川圏域河川整備計画（令和4年1月）」	2-8
2.4.2 建設採択時のダム計画	2-8
2.5 現行の利水計画	2-10
3. 検証対象ダムの概要	3-1
3.1 水無瀬生活貯水池の目的	3-1
3.1.1 建設の目的	3-1
3.1.2 位置及び名称	3-1
3.1.3 規模及び形式	3-2
3.1.4 建設に要する費用の概算額	3-5
3.1.5 工期	3-5
3.2 水無瀬生活貯水池事業の経緯	3-6
3.3 水無瀬生活貯水池事業の現在の進捗状況	3-6
4. 水無瀬生活貯水池の検証に係る検討の内容	4-1
4.1 治水の検討	4-1
4.1.1 計画規模の設定	4-1
4.1.2 複数の治水対策案の立案	4-1

4.2 利水の検討 .....	4-4
4.2.1 新規利水の観点から検討、事業者への意見照会 .....	4-4
4.3 検証対象ダムの総合的な評価 .....	4-6
5. 関係者等の意見 .....	5-1
5.1 関係地方公共団体との協議等 .....	5-1
6. 対応方針 .....	6-1
6.1 検証結果 .....	6-1
6.2 岐阜県事業評価監視委員会の審議結果 .....	6-1
6.3 水無瀬生活貯水池事業の対応方針 .....	6-1

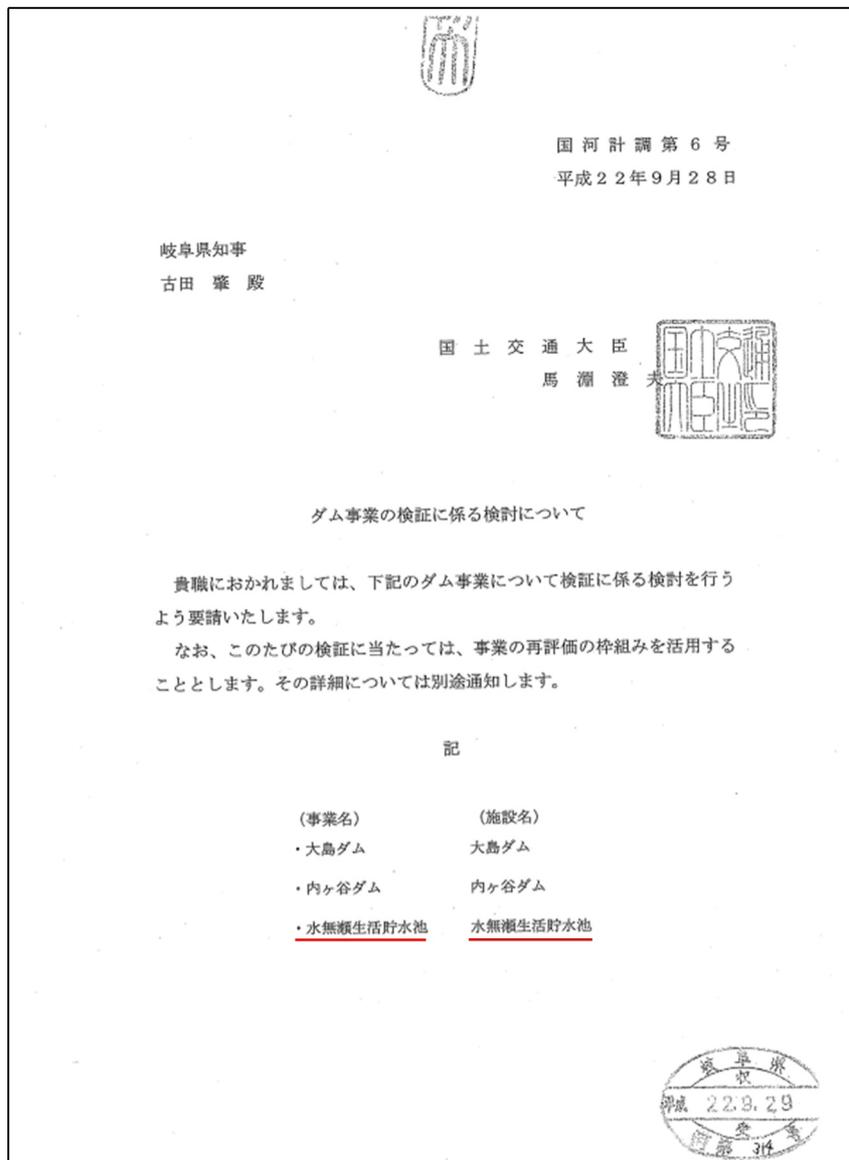
# 1. 検討経緯

## 1.1 ダム事業の検証について

平成 21 年 12 月 25 日に、国土交通大臣より「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方」が示され、水無瀬生活貯水池が検証対象とされた。

また、平成 21 年 12 月 3 日に、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が発足し、検証に係る検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等が検討され、平成 22 年 9 月 27 日に、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」として提示された。

これを受け、国土交通大臣から、岐阜県知事宛てに、水無瀬生活貯水池の検証に係る検討を進めるよう要請されるとともに、河川局長から岐阜県知事宛てに、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」に基づき、検証に係る検討を進めるよう通知された。



## 1.2 検証手法について

後段にて詳述するが、現状の水無瀬川の流下能力は、河川整備計画で設定する目標と同程度の治水安全度をすでに達成している。また、利水では事業者への利水事業実施について意見照会を行い、事業への参画を中止する旨の回答を得た。このことから、ダムを中止する方向とし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5 その他を適用し、利水者との合意形成を確認し、中止の方向性及びそのような考えに至った理由を明らかにしたうえで、従来からの手法等によって検討を行う。

### 第5 その他

2 社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、検証に要する時間、費用等を軽減する観点から、利水者等の関係者との合意形成状況に応じて、中止の方向性及びそのような考えに至った理由を明らかにした上で、必ずしも本細目で示す詳細な検討によらずとも、従来からの手法等によって検討を行うことができる。

その場合、従前と同様に、河川整備計画の作成状況に応じて、次のようなことについて明らかにすることが求められることを考慮することが望ましい。

- (1) 河川整備計画が作成されている場合には、基本的に、当該河川整備計画において想定している目標と同程度の目標の達成が当該事業によらずとも可能であること
- (2) 河川整備計画が未作成である場合又は河川整備計画が作成されているが今後変更する予定がある場合には、基本的に、検証に係る検討に当たって設定する目標と同程度の目標が妥当であること及び目標の達成が当該事業によらずとも可能であること

【出典：ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目 P33】

### 1.3 岐阜県事業評価監視委員会による審議について

水無瀬生活貯水池事業については、平成13年の建設事業採択後、岐阜県公共事業再評価要綱に基づき再評価を行っており、事業主体の対応方針（案）を了承している。

① 平成17年度第4回岐阜県事業評価監視委員会（平成17年8月12日）

事業主体の対応方針（案）：継続

対応方針（案）理由：近年、異常気象により洪水や渇水の被害が発生しており、流域住民も早期完成を強く望んでいる。

再評価実施理由：事業採択後5年間の経過した時点で未着工の事業

結果：事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する

意見：なし

② 平成22年度第5回岐阜県事業評価監視委員会（平成23年2月2日）

事業主体の対応方針（案）：現在の調査段階を継続

対応方針（案）理由：「ダム検証」については、平成16年10月の浸水被害及び事業の進捗を考慮し、内ヶ谷ダムを優先して検証の検討を行う。水無瀬生活貯水池については財政状況を踏まえ、適切な時期に検証を行うこととする。今後、国の新たな基本方針（評価軸）に基づいて検証を行う予定である。事業内容に変更はない。

再評価実施理由：再評価を実施した後5年間の経過した時点で継続中の事業

結果：事業主体の対応方針（案）「現在の調査段階を継続」を了承する

意見：今後の国の新たな基本方針や財政状況等を踏まえ、事業計画の検証に努めること。

③ 平成27年度第5回岐阜県事業評価監視委員会（平成28年1月27日）

事業主体の対応方針（案）：現在の調査段階を継続

対応方針（案）理由：水無瀬生活貯水池の洪水調節効果は水無瀬川沿川の浸水被害防止に寄与する。

緊急実水道用水の補給効果は、渇水時に県営東部上水道用水に原水を補給することで、可茂地区の節水率の緩和が可能となる。

再評価実施理由：再評価を実施した後5年間の経過した時点で継続中の事業

結果：事業主体の対応方針（案）「現在の調査段階を継続」を了承する

意見：なし

④ 令和2年度第4回岐阜県事業評価監視委員会（令和2年11月18日）

事業主体の対応方針（案）：現在の調査段階を継続

対応方針（案）理由：水無瀬生活貯水池の洪水調節効果は水無瀬川沿川の浸水被害防止に寄与する。

緊急実水道用水の補給効果は、渇水時に県営東部上水道用水に原水を補給することで、可茂地区の節水率の緩和が可能となる。

再評価実施理由：再評価を実施した後5年が経過した時点で継続中の事業

結果：事業主体の対応方針（案）「現在の調査段階を継続」を了承する

意見：なし

⑤ 令和6年度第6回岐阜県事業評価監視委員会（令和6年12月25日）

事業主体の対応方針（案）：中止

対応方針（案）理由：緊急輸送道路の安全度を向上させるために実施した掘削護岸工により、1/10年規模に対する治水安全度が達成された。

利水事業者から事業参画を中止する意向を確認した。

再評価実施理由：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

結果：事業主体の対応方針（案）「中止」を了承する

意見：なし

令和7年1月28日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県事業評価監視委員会  
委員長 篠田 成郎



## 意見書

岐阜県及び岐阜市（以下、「事業主体」という。）からの審議依頼に基づき、事業主体が作成した事業評価資料及び対応方針（案）を審議した結果、岐阜県事業評価監視委員会として下記のとおり具申します。

### 記

別紙に掲げる20事業の再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針（案）を了承する。

別紙

令和6年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	事業		事業主体	事業年度	完了年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所	対応方針 (案)
		補助	交付金					再評価	再評価				
1	農地整備課	○		岐阜県	H6	R12	4,880		○	県営基幹農道整備事業	千呂中央	下呂市	継続
2	森林経営課	○		岐阜県	H6	R16	5,338		○	公共林道事業(地方創生道整備推進交付金)	三倉~上分流	揖斐川町	継続
3	道路建設課	○		岐阜県	H28	R14	1,858		○	道路改善事業(交付金事業分)	(国)248号 元ヶ丘工区	多治見市	継続
4	道路建設課	○		岐阜県	H5	R15	7,000		○	道路改善事業(交付金事業分)	(国)418号 丸山バイパス工区	八百津町~海部市	継続
5	道路建設課	○		岐阜県	H14	R15	1,982		○	道路改善事業(交付金事業分)	(主)白川橋線 黒川工区	白川町	継続
6	道路建設課	○		岐阜県	H16	R13	7,501		○	道路改善事業(交付金事業分)	(国)156号 福高バイパス工区	白川村	継続
7	河川課	○		岐阜県	H9	R10	11,084		○	広域河川改修事業	一級河川 津屋川	海津市、養老町	継続
8	河川課	○		岐阜県	S59	R15	28,499		○	広域河川改修事業	一級河川 扇川	瑞穂市、本巣市	継続
9	河川課	○		岐阜県	S63	R20	50,712		○	大規模特定河川事業、広域河川改修事業	一級河川 鏡川	岐阜市、各務原市、羽島市、岐阜市、笠松町	継続
10	河川課	○		岐阜県	S40	R20	8,311		○	総合流域防犯事業	一級河川 荒田川	岐阜市	継続
11	河川課	○		岐阜県	H13	未定			○	河川総合開発事業	水無瀬生活排水池	川辺町	中止
12	河川課	○		岐阜県	S49	R20	10,093		○	大規模特定河川事業、広域河川改修事業	一級河川 土岐川	土岐市、瑞浪市	継続
13	河川課	○		岐阜県	H4	R20	4,448		○	総合流域防犯事業	一級河川 肥田川	土岐市	継続
14	河川課	○		岐阜県	H26	R18	6,462		○	総合流域防犯事業	一級河川 立子川	高山市	継続
15	河川課		○	岐阜市	S61	R10	12,000		○	都市基盤河川改修事業	一級河川 新瀬田川	岐阜市	継続
16	河川課		○	岐阜市	H7	R15	2,750		○	総合流域防犯事業	準河川 芦石川	岐阜市	継続
17	砂防課	○		岐阜県	R2	R10	228		○	通常砂防事業(補助)	戸狩	瑞浪市	継続
18	砂防課	○		岐阜県	R2	R12	420		○	通常砂防事業(補助)	金子谷	下呂市	継続
19	砂防課	○		岐阜県	R2	R12	345		○	通常砂防事業(補助)	越ヶ平谷	下呂市	継続
20	都市整備課		○	岐阜県	H22	R23	13,000		○	街路事業	(都)新所平高線(平成工区)	岐南町	継続

## 2. 流域及び河川の概要について

### 2.1 流域の概要

一級河川木曾川に合流する一次支川飛驒川は、その源を高山市の乗鞍岳(剣ヶ峰)南麓に発し、高山市久々野町で南流に転じる。御嶽山(剣ヶ峰)などから流れ出る小坂川等の多くの支川を合わせ、溪谷を成しながら下呂市では右から馬瀬川、白川町では左から白川、七宗町では右から神淵川を合流後、川辺町などを貫流し、美濃加茂市東部で木曾川に注ぐ、流域面積約 2,170km<sup>2</sup>、流路延長約 137km の一級河川である。

水無瀬川は、一級水系木曾川の二次支川であり岐阜県加茂郡川辺町の地蔵峠付近の標高 400m 程度の山を源に発し、山間部を南東に流下した後、南に流れを変え上川辺の住宅街を貫流して飛驒川に合流する流域面積 2.45km<sup>2</sup>、流路延長約 3.0km の一級河川である。

水無瀬川流域は、太平洋岸性の気候を示し、降水量、流量とも梅雨期、台風期が最大で、冬季流量は少なく、河況係数の最も大きな地域に分類される。特に梅雨期の集中豪雨により被害が多く発生している。

流域の年平均降水量は 1,291mm 程度、年平均気温は 15.5℃程度である。



図 2-1 飛驒川圏域位置図

## 2.2 治水と利水の歴史

### 2.2.1 過去の主な洪水

水無瀬川は、扇状地形の端部を流下しており、一度出水が発生すると氾濫流は、住宅地や水田部が集中する扇状地性低地に集中することとなる。このため、古くより度々被害を受けてきた。

特に、過去の主要洪水の中でも最も降雨量が多かった昭和43年8月の集中豪雨では、上麻生雨量観測所（建設省）にて24時間雨量382.0mm（年超過確率1/120相当）の雨量が観測され、川辺全町にて全壊、半壊、一部損壊家屋46戸、浸水家屋772戸、うち上川辺地内（水無瀬川）にて床上浸水32戸、床下浸水110戸、氾濫面積28ha、被害額約11億円（平成11年単価による推定値、以下同様）と甚大な被害を受けた。

平成11年9月（台風第18号接近に伴う秋雨前線）には、水無瀬川流域において、床下浸水4戸、氾濫面積0.35haの水害が発生しており、被害総額約0.68億円の被害が発生している。

平成16年10月（台風第23号）には、岐阜県内において台風の通過に伴い、床上浸水946戸、床下浸水2,176戸、被害総額約629億円の被害が発生している。

平成18年7月（梅雨前線）には、岐阜県内の国道41号において2箇所土砂崩落による通行規制が発生している。

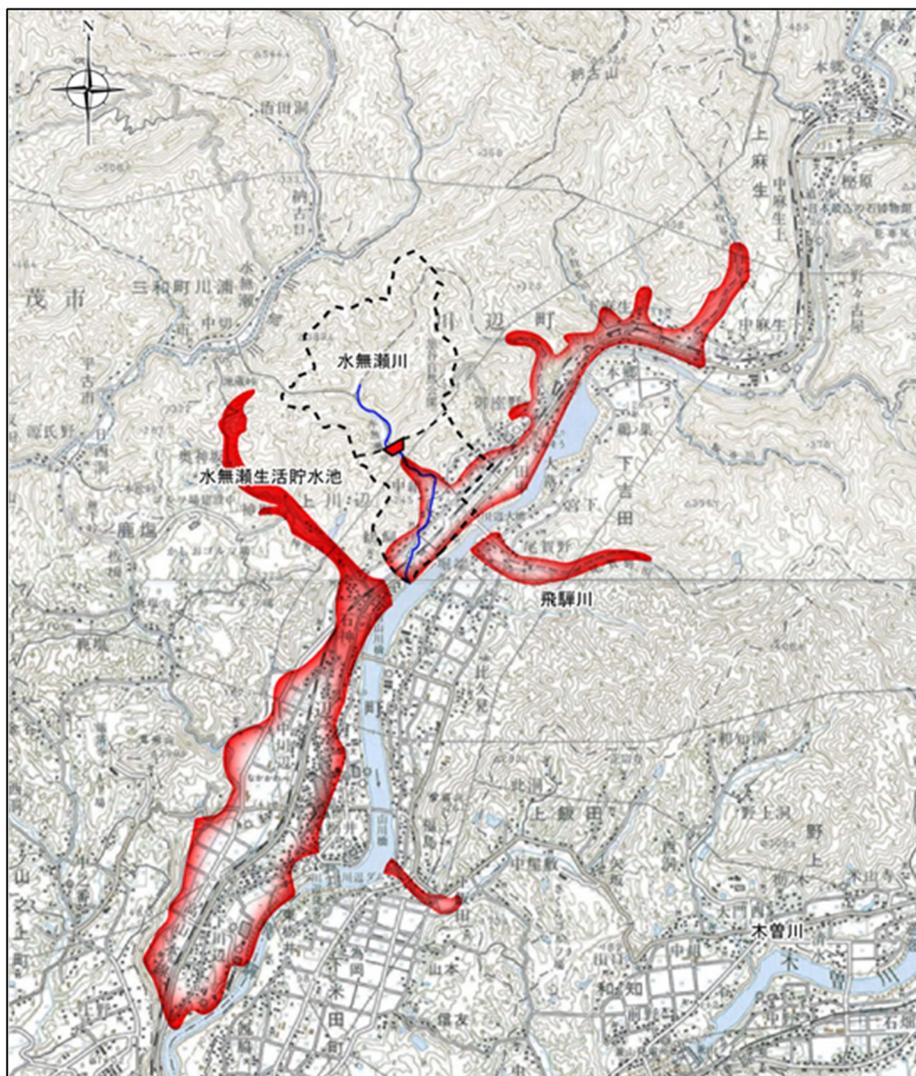


図 2-2 昭和43年8月17日洪水氾濫区域図

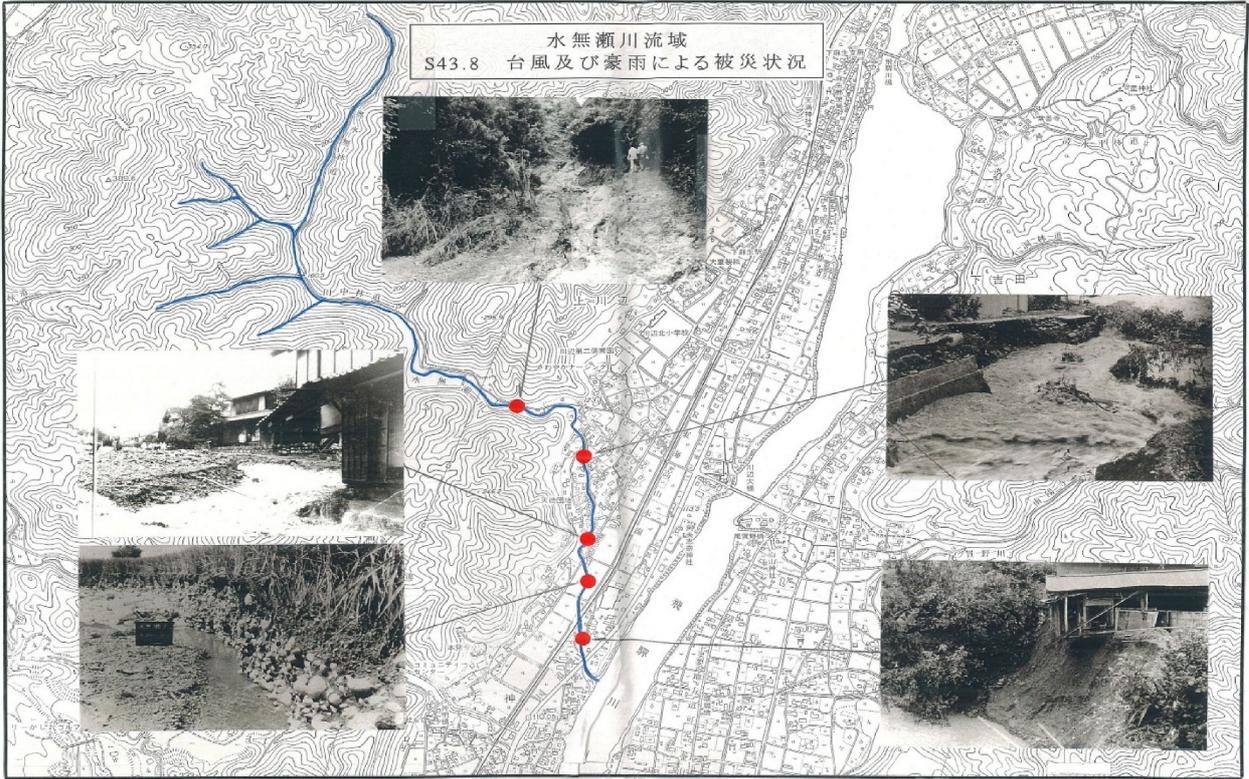


図 2-3 昭和 43 年 8 月豪雨被災者写真図



図 2-4 平成 11 年 9 月豪雨被災者写真図

## 2.2.2 過去の主な渇水

木曾川水系は、従来から渇水の頻発する水系であり、さらに、近年は少雨化傾向であり年間降水量の変動幅も拡大している。近年 37 年間（昭和 61 年～令和 5 年）において、可茂地域では 16 回の取水制限を実施するなど、渇水が生じる頻度が高い地域である。

特に平成 6,7 年は、8 月の飛騨川上流域の金山地点で平成 3 年～令和 2 年の平均雨量が 259.0mm であるのに対し、それぞれ 96mm, 90mm 程度と例のない少降雨であった。このため、可茂地域において平成 6 年 6 月中旬より最大 35%取水制限が実施され、節水日は同年 11 月までの 158 日間におよんだ。また、平成 7 年には、8 月中旬より最大 25%の取水制限が実施され、翌年 3 月までの 207 日間におよんだ。

日本各地で渇水が発生した平成 6 年(1994 年)は深刻な渇水被害が発生し、社会経済活動が停滞した。



図 2-5 平成 6 年渇水状況写真

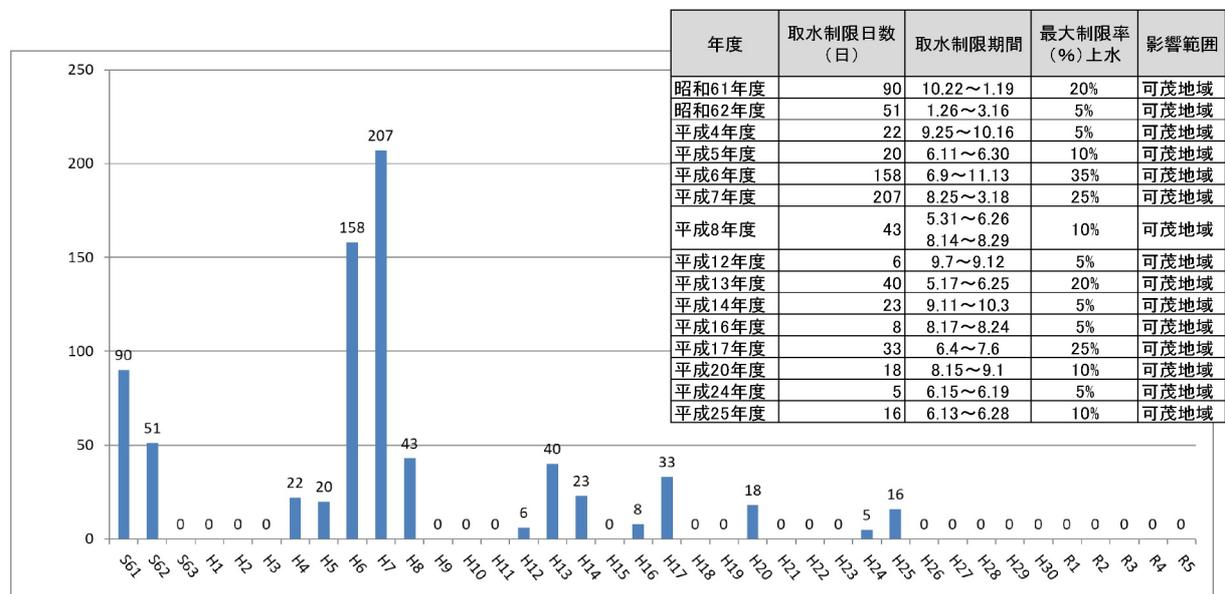


図 2-6 可茂地域における節水状況

## 2.3 水無瀬生活貯水池の現状と課題

### 2.3.1 水無瀬川の現状と治水安全度

昭和43年8月の集中豪雨による災害を機に、水無瀬川流域全体で砂防事業により土砂災害の防止が図られたが、抜本的な治水安全度の向上には至っていなかった。

その後、平成16年台風第23号で岐阜県内において緊急輸送道路の冠水が発生したこと、平成18年に国道41号が被災したことなどを踏まえ、平成22年度から平成26年度にかけて、県内の緊急輸送道路の安全を確保するための道路関連事業として、川辺町内の緊急輸送道路である国道41号の安全度を向上させるため、地域活力基盤創造交付金の関連社会資本整備事業などにより、延長0.8kmの河川工事が実施されている。

水無瀬川における平成22年度から平成26年度にかけて実施した河川工事の経緯を表2-1、図2-7に示す。

表 2-1 河川工事の経緯

河川名	時期	事業内容
水無瀬川	① 平成23年	護岸工 L=97.5m
	② 平成24年-1	護岸工、護床工 L=139.9m
		平成24年-2
	③ 平成25年-1	護岸工、嵩上げ工、護床工、函渠工 L=143.8m
		平成25年-2
	④ 平成26年	河道掘削工、護岸工 L=29.0m

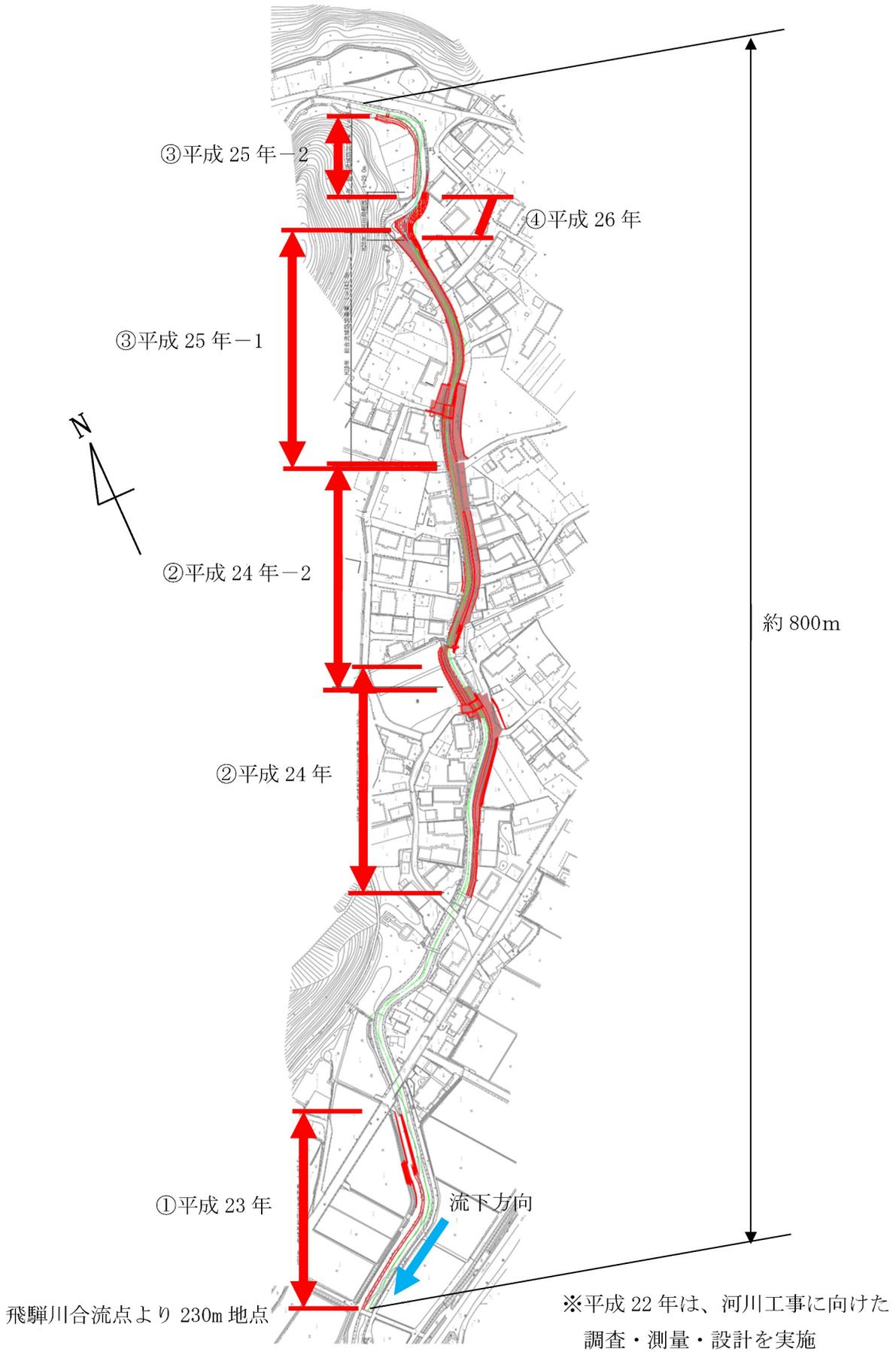


図 2-7 水無瀬川河川工事経緯位置図

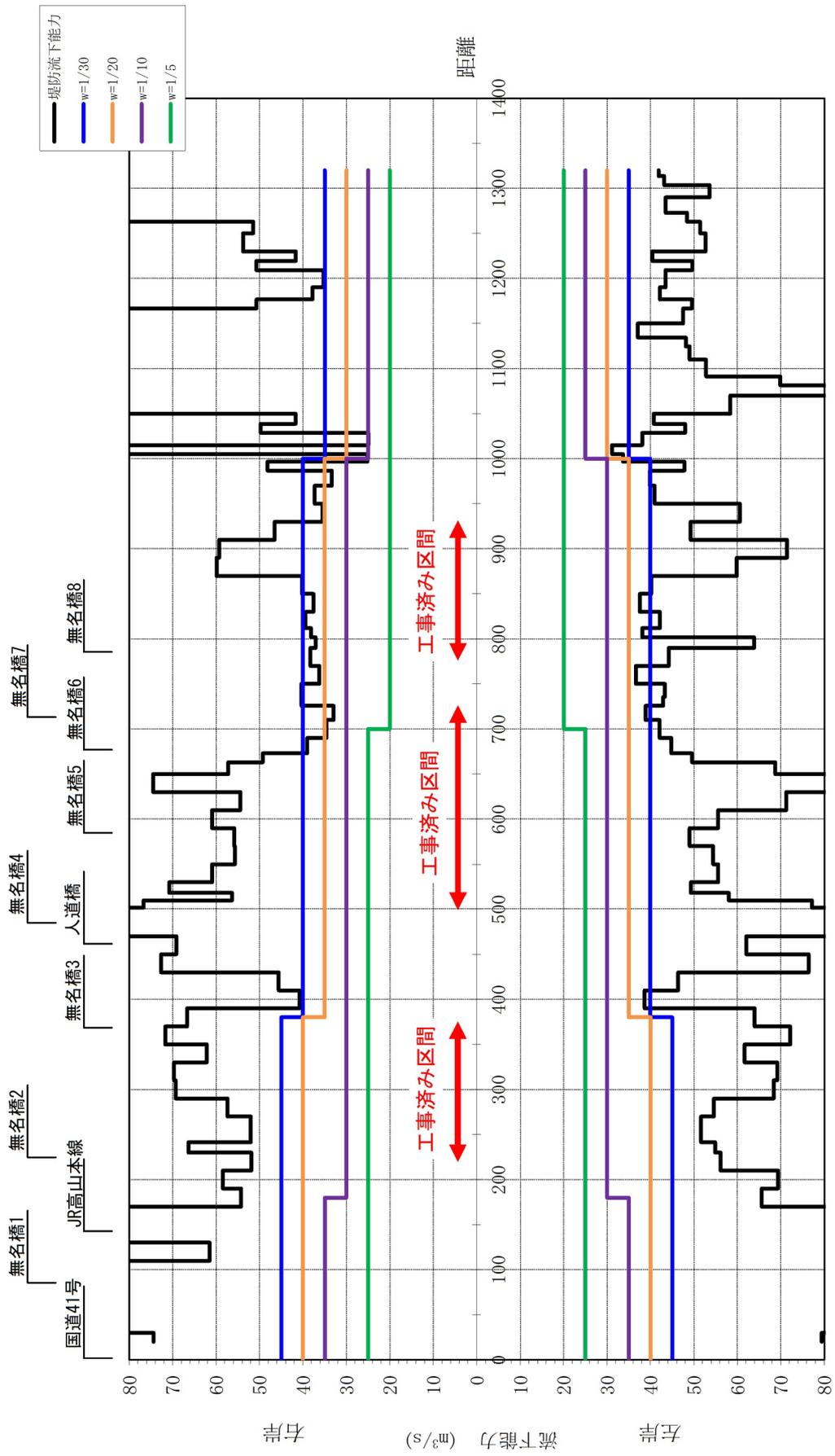


図 2-8 現況河道流下能力図

## 2.4 現行の治水計画

### 2.4.1 「一級河川木曾川水系 飛騨川圏域河川整備計画（令和4年1月）」

現時点において、飛騨川流域の河川整備計画は策定されているものの、水無瀬生活貯水池事業は、同河川整備計画に記載されていない。

### 2.4.2 建設採択時のダム計画

建設採択時のダム計画では、年超過確率 1/30 規模の洪水に対して、基準地点の基本高水流量  $45\text{m}^3/\text{s}$  をダム調節により、 $25\text{m}^3/\text{s}$  に低減させる計画である。

#### (1) 治水基準点

治水基準点は、飛騨川合流点である。

#### (2) 計画規模

県内補助ダム計画、県内河川とのバランスおよび河川・流域の大きさ、流域の社会経済的重要性、想定される被害の質量、過去の災害の履歴、経済効果を基に、年超過確率 1/30 と決定されている。

#### (3) 流量に関する目標

年超過確率 1/30 の洪水に対して、基準地点の基本高水流量  $45\text{m}^3/\text{s}$  をダムで  $20\text{m}^3/\text{s}$  調節することにより、 $25\text{m}^3/\text{s}$  に低減させる。

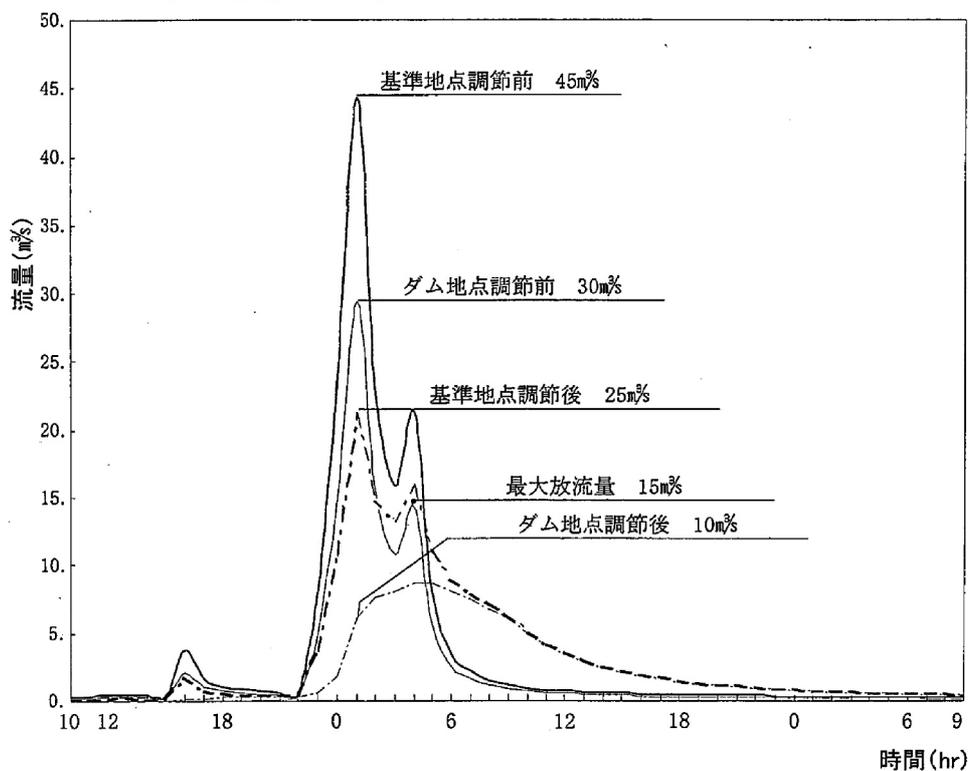


図 2-9 洪水調節図

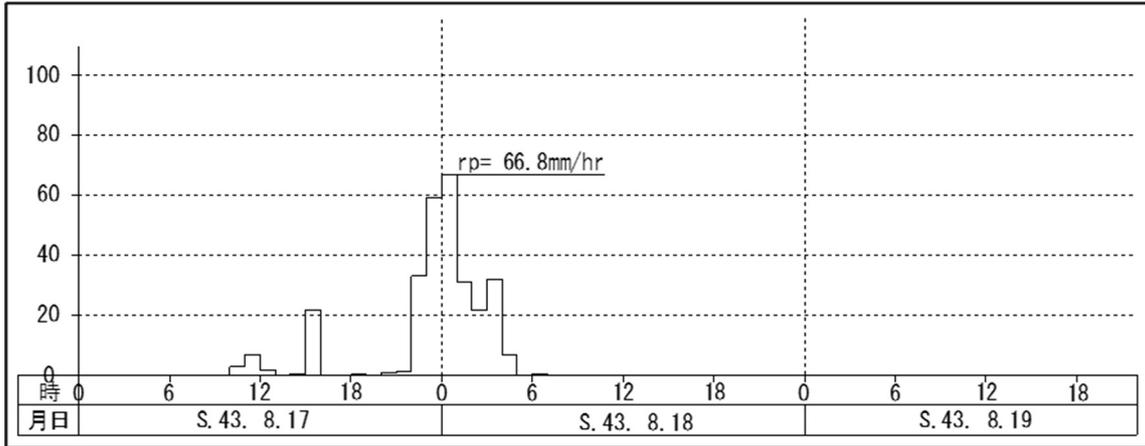


図 2-10 計画時間雨量図

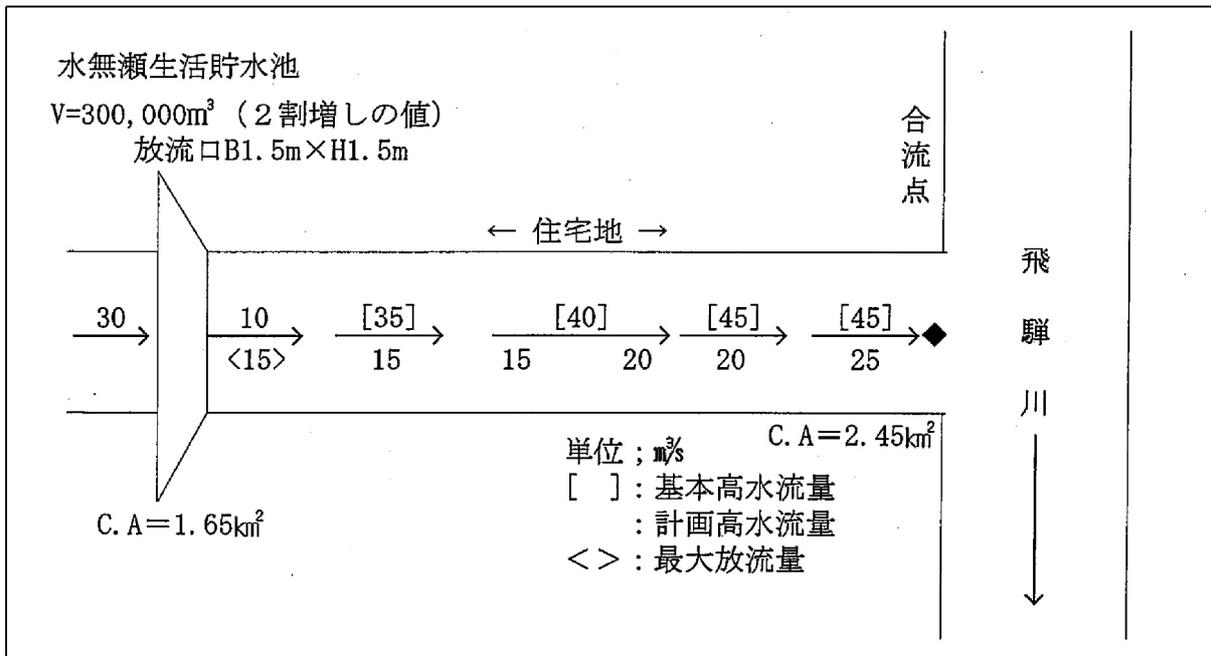


図 2-11 流量配分図

## 2.5 現行の利水計画

ダム計画地点直下には、木曾川右岸幹線水路が通過しており、可茂地区の2市4町の水道用水を飛騨川本川から取水している。このように供給範囲が広域化しているため、一度異常渇水に遭遇した場合、その影響は長期に、また広域におよび安定した水利用を前提として組立てられた経済活動と都市住民の生活は致命的な打撃を受けることとなる。このため水無瀬川生活貯水池に渇水対策容量を確保する事により異常渇水に対しても、その影響を最小限にとどめる必要がある。

よって、平常時に木曾川右岸幹線水路から水無瀬生活貯水池に700,000m<sup>3</sup>貯留しておき、異常渇水時等に補給を行うことで、渇水被害の軽減を図るものである。



図 2-12 利水計画イメージ図

### 3. 検証対象ダムの概要

#### 3.1 水無瀬生活貯水池の目的

##### 3.1.1 建設の目的

水無瀬生活貯水池は、木曾川水系飛騨川の支川である水無瀬川の岐阜県加茂郡川辺町上川辺地先に多目的ダムとして建設するものである。

ダムは、重力式コンクリートダムとして、高さ 43.5m、総貯水量 1,080,000<sup>m</sup>、有効貯水容量 1,000,000<sup>m</sup>で、洪水調節、異常渇水時等の緊急水補給を目的とするものである。

##### ○洪水調節

ダム地点の流量 30<sup>m</sup>/s のうち、20<sup>m</sup>/s の洪水調節を行い、ダム下流沿岸の水害を防除する。

##### ○異常渇水時等の緊急水補給

異常渇水時等に可茂地域 2 市 4 町を給水区域とする東部広域水道<sup>やまのうえ</sup>山之上浄水場に総量 700,000<sup>m</sup>の補給を行い、渇水被害の軽減を図る。

##### 3.1.2 位置及び名称

位置 一級河川 木曾川水系 水無瀬川  
 左岸・右岸 岐阜県加茂郡川辺町上川辺地先  
 名称 水無瀬生活貯水池



図 3-1 位置図

### 3.1.3 規模及び形式

#### <ダム の 諸元>

位 置：左岸 岐阜県加茂郡川辺町上川辺地先  
：右岸 〃  
型 式：重力式コンクリートダム  
堤 高：43.5m  
堤 頂 長：140.0m  
堤 体 積：53,500m<sup>3</sup>  
非越流部標高：169.5m

#### <貯水池>

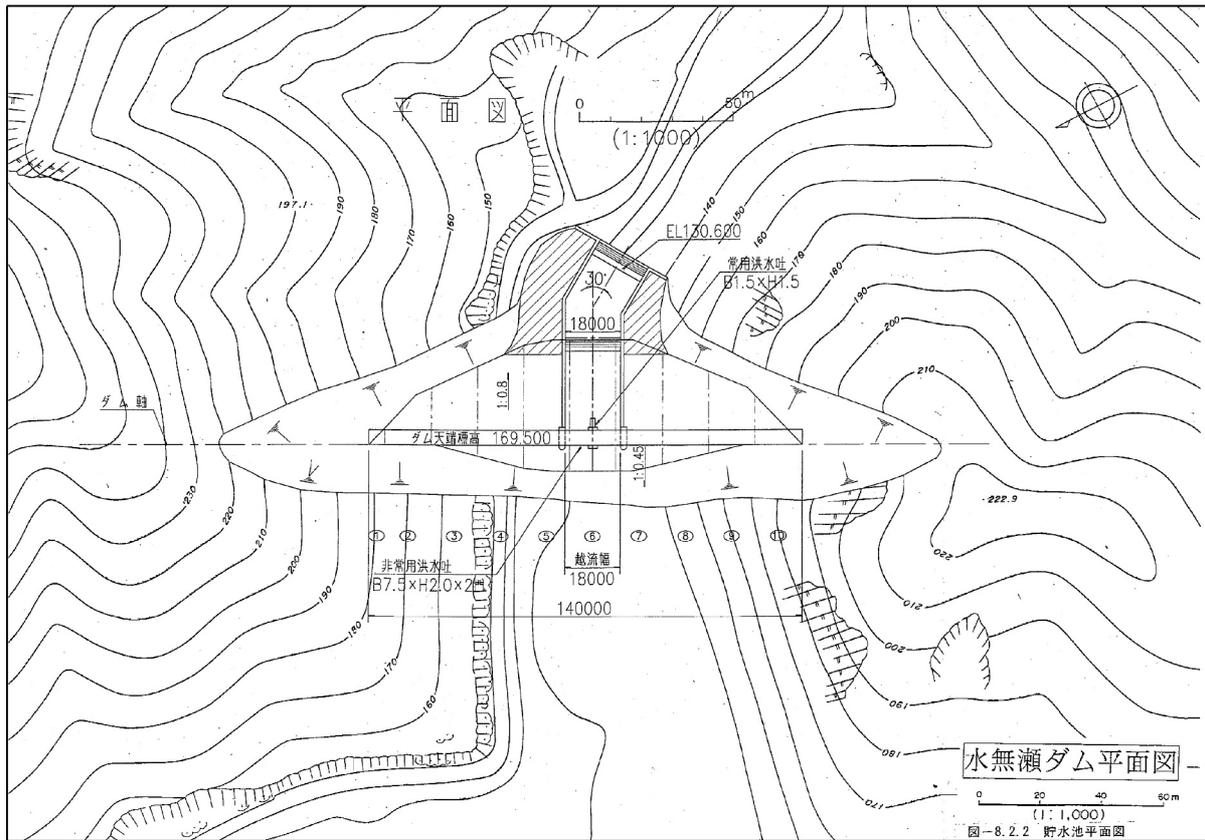
集 水 面 積：1.65km<sup>2</sup>  
湛 水 面 積：0.10km<sup>2</sup>  
総 貯 水 容 量：1,080,000m<sup>3</sup>  
有 効 貯 水 容 量：1,000,000m<sup>3</sup>  
常 時 満 水 位：161.0m  
サーチャージ水位：165.5m  
設 計 洪 水 位：167.5m

#### <放流設備>

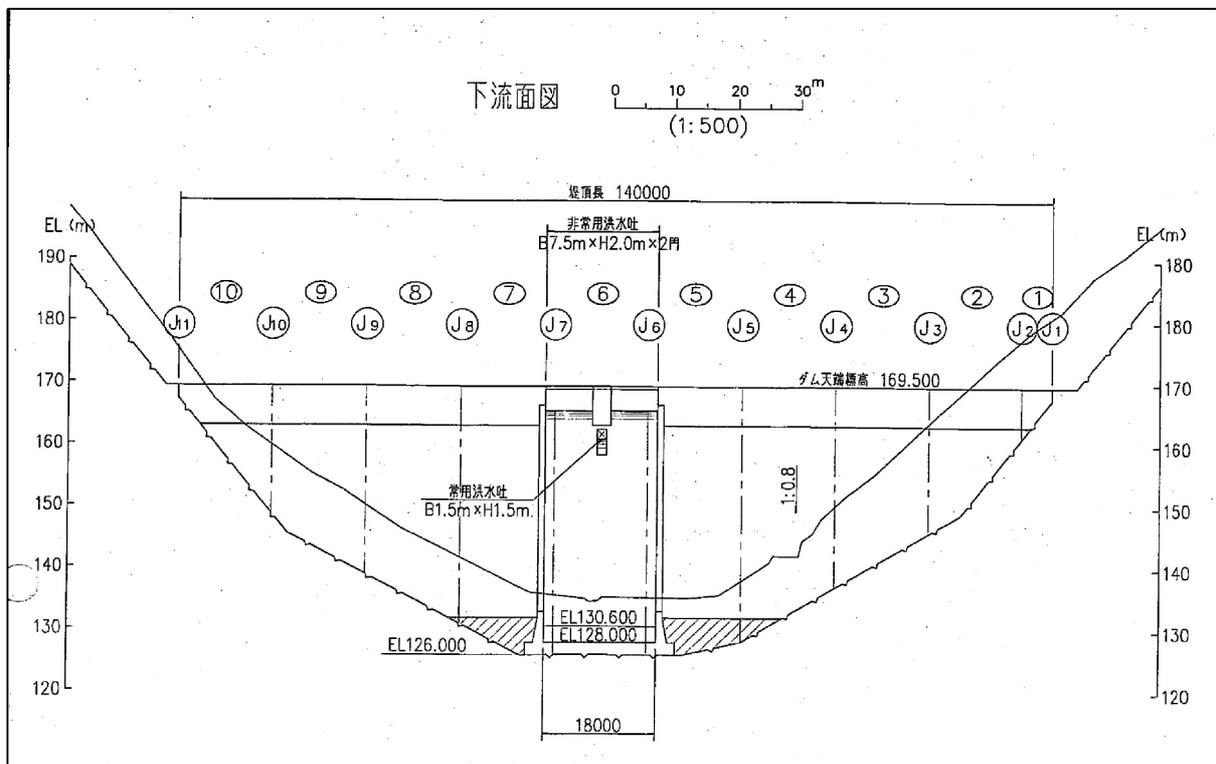
##### 洪水吐き

常用洪水吐き : オリフィスによる自然調節  
高さ 1.5m×幅 1.5m×1 門  
非常用洪水吐き : クレスト自由越流高さ 2.0m×幅 7.5m×2 門  
計画高水流量 : 30m<sup>3</sup>/s  
ダム設計洪水流量 : 75m<sup>3</sup>/s  
低水放流施設 : φ300 ジェットフローゲート 1 条

<ダム平面図>



<ダム下流面図>



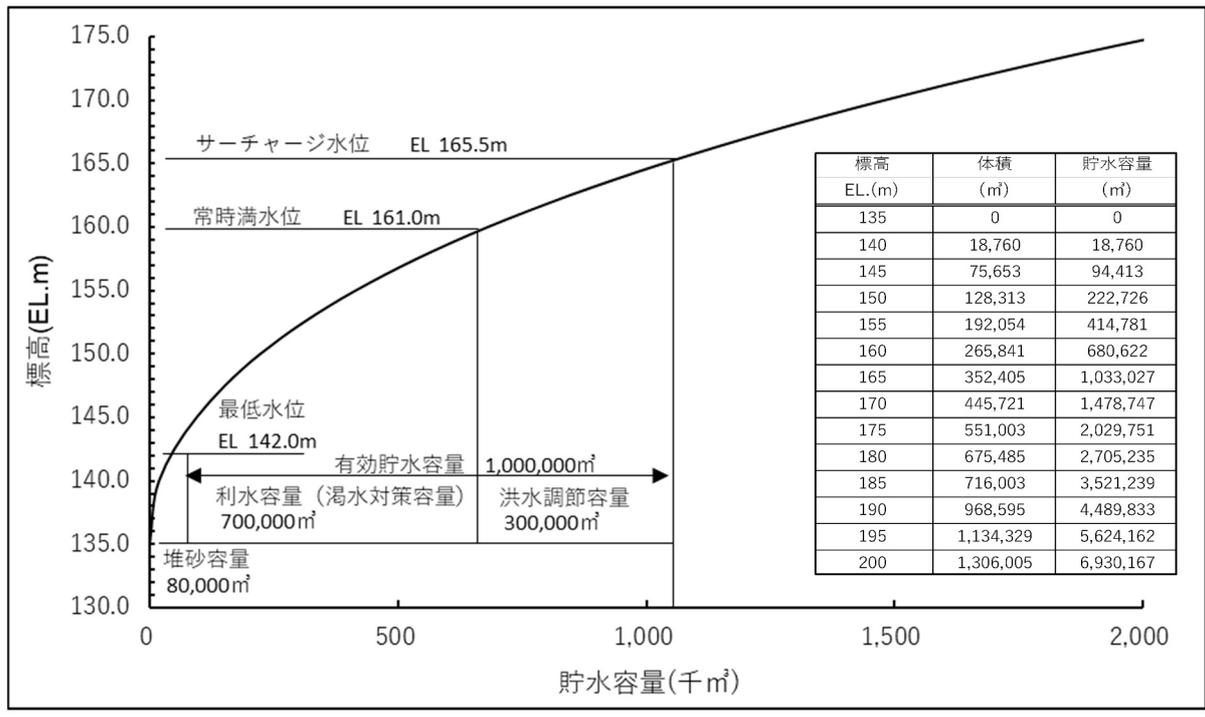


図 3-2 水無瀬生活貯水池 貯水位—容量曲線

### <貯水池容量>

総貯水容量：1,080,000m<sup>3</sup>

- 有効貯水容量：1,000,000m<sup>3</sup>
- 堆砂容量：80,000m<sup>3</sup>

#### 有効貯水容量の用途別配分

- 洪水調節：300,000m<sup>3</sup>

ダム地点の流量 30m<sup>3</sup>/s のうち、20m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行いダム下流沿岸の水害を防除する。

- 異常渇水時等の緊急水補給：700,000m<sup>3</sup>

異常渇水時等に可茂地域 2 市 4 町を給水区域とする東部広域水道山之上浄水場に総量 700,000m<sup>3</sup> の補給を行い、渇水被害の軽減を図る。

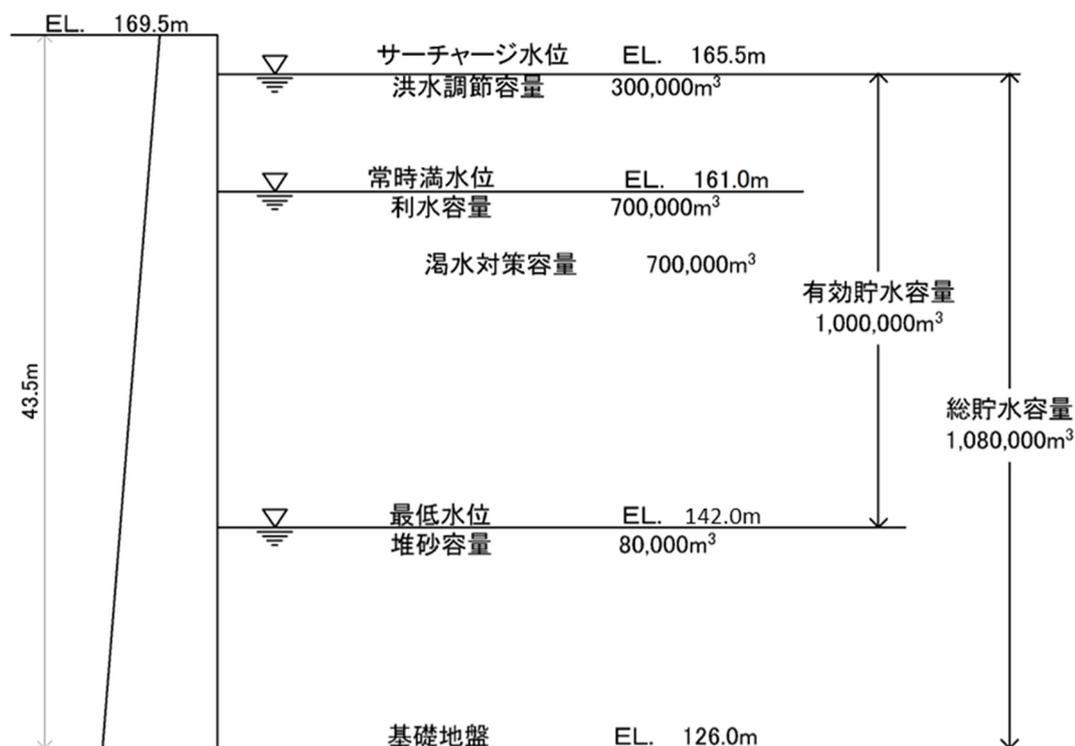


図 3-3 水無瀬生活貯水池 貯水池容量配分図

#### 3.1.4 建設に要する費用の概算額

約 60 億円

(うち治水分 約 21 億円)

#### 3.1.5 工期

平成 13 年度の建設事業採択時点は、平成 28 年度までとしていたが、現在、調査段階を継続とし、完成年度は未定である。

### 3.2 水無瀬生活貯水池事業の経緯

水無瀬生活貯水池建設事業は、平成8年度に県単独費による予備調査に着手し、平成12年度に補助事業である実施計画調査が採択され、平成13年度に建設事業採択となった。

平成8年4月	予備調査を開始
平成13年4月	建設事業採択
平成22年9月	国土交通大臣よりダム事業の検証に係る検討要請

### 3.3 水無瀬生活貯水池事業の現在の進捗状況

平成13年度に建設事業採択を受け、平成20年度末まで事業を行っている。それ以降については、県単独予算にて水文調査を継続して実施している。平成13～平成20年度末までの事業進捗状況として、事業費は、総事業費60億円に対して約6.3%である。

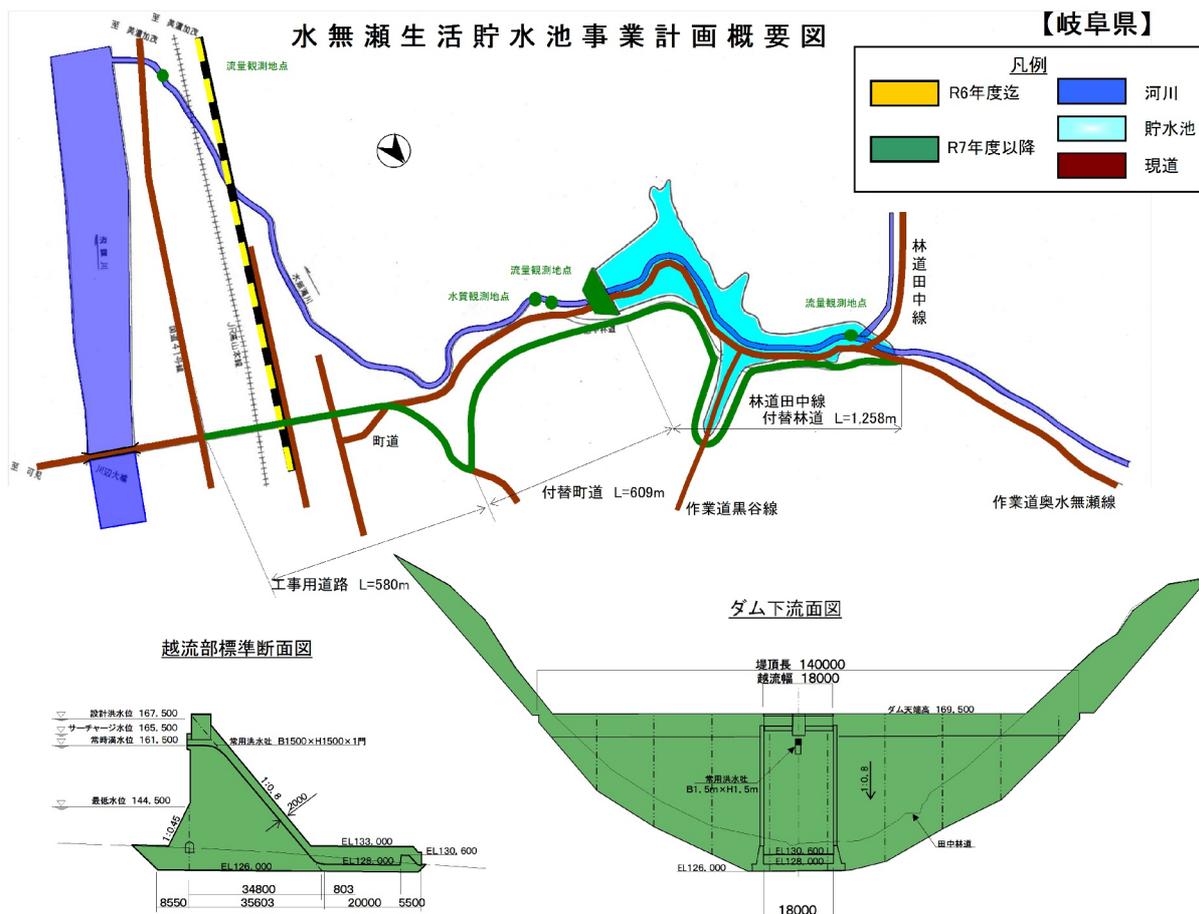


図 3-4 水無瀬生活貯水池事業計画概要図

## 4. 水無瀬生活貯水池の検証に係る検討の内容

### 4.1 治水の検討

#### 4.1.1 計画規模の設定

水無瀬生活貯水池事業の検証にあたっては、水無瀬川は河川整備計画が策定されていないため、県内の河川整備計画のバランスから検討した結果、計画規模を年超過確率 1/10 と設定した。

#### 【県内の河川整備計画のバランスによる計画規模】

岐阜県において整備目標（河川整備基本方針レベル）を年超過確率 1/30 としている県内の他河川は、木曽川中流圏域河川整備計画では計画規模を年超過確率 1/10 としている。

県内の河川整備計画の計画規模とのバランスから、同じく同プランで整備目標を年超過確率 1/30 としている水無瀬川においても、計画規模を年超過確率 1/10 とするのが適当であることから、水無瀬川の計画規模を年超過確率 1/10 とした。

#### 4.1.2 複数の治水対策案の立案

個別ダムの検証においては、複数の治水対策案を立案し経済比較を行うが、水無瀬川においては、すでに平成 16 年台風第 23 号で岐阜県内において約 900 戸の床上浸水が発生したこと、平成 18 年に国道 41 号が被災したこと等を踏まえ、緊急輸送道路の浸水被害回避のため、緊急的に平成 22 年から掘削護岸工を実施したことにより、河川整備計画が策定されている場合に想定される目標と同程度の目標である年超過確率 1/10 の治水安全度が達成されていることから、治水目的としてダムの緊急性が低くなったことから、治水対策案の立案は必要ないと判断した。

参考として、「現行ダム案」及び「実施済の掘削護岸工」の概要を示す。

#### A. 現行ダム案（水無瀬生活貯水池）

目的：治水（洪水調節）、利水（異常渇水時等の緊急水補給）

総貯水容量：1,080,000m<sup>3</sup>

治水容量：300,000m<sup>3</sup>

総事業費：約60億円（うち、治水事業費：約21億円）

執行済み事業費：約4億円

残事業費：約56億円（うち、治水残事業費：約20億円）



図 4-1 現行ダム案概要図

## B. 実施済の掘削護岸工

実施対象区間：飛騨川合流点より230m地点から無名橋まで (L=0.8km)

概算事業費：約2億円

執行済み事業費：約2億円

残事業費：0億円



図 4-2 掘削護岸工概要図

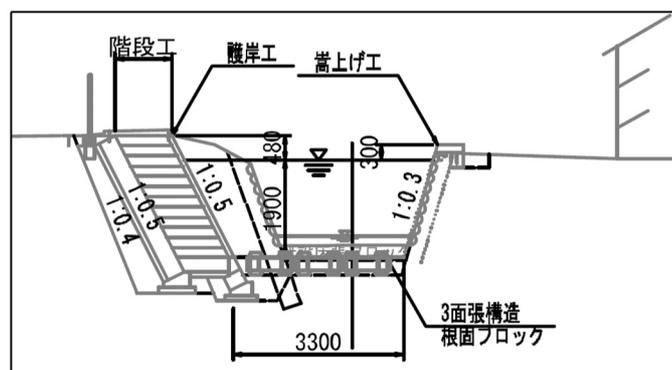


図 4-3 掘削護岸工断面図

## 4.2 利水の検討

### 4.2.1 新規利水の観点から検討、事業者への意見照会

治水目的がなくなったことを受け、利水事業者である岐阜県都市建築部水道企業課に事業への参画について確認したところ、事業参画を中止するとの意向が示された。

河第624号  
令和6年12月23日

都市建築部水道企業課長 様

県土整備部河川課長

#### 水無瀬生活貯水池事業への事業参画の意向について（照会）

水無瀬生活貯水池事業について、治水を目的としたダムの必要がなくなったため、令和6年度第6回岐阜県事業評価監視委員会に、中止の対応方針を諮りたいと考えております。  
つきましては、利水目的での事業参画の意向（継続又は中止）について、その理由とともに回答願います。

所 属	県土整備部河川課開発係		
係 長	■■■■	担 当	■■■■
内 線	■■■■		
電子メール	■■■■		

企業水第103号  
令和6年12月23日

県土整備部河川課長 様

都市建築部水道企業課長

水無瀬生活貯水池事業への事業参画の意向について（回答）

令和6年12月23日付け河第624号で照会のあった水無瀬生活貯水池事業への事業参画の意向について、下記のとおり回答します。

記

1. 回答

事業参画への中止

2. 理由

治水を目的としたダムの必要性がなくなれば、利水目的単独でダムを建設することになる。その場合、本来治水目的と共有するはずであった管理設備などを利水単独の負担で建設することになるため余分なコストが必要となるなど、利水単独ダムの建設は非効率である。

また、国土交通省及び水資源機構より河川法第16条の2に準じて行われた木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取に対し、「木曾川水系連絡導水路により、徳山ダムを含む木曾川水系ダム群を一体運用する水系総合運用を行うことによって、異常渇水時における可茂・東濃地域の取水制限の緩和が期待され、渇水時以外においても可茂・東濃地域にとって大いに有効であると思われるため、水系総合運用を実施すること。」と、知事意見として提出しているところであり、渇水被害の低減に大いに期待しているところである。

よって、事業への参画を中止することとした。

所 属	都市建築部水道企業課		
係 長	██████	担 当	██████
内 線	██████		
電子メール	██████████████████		

### 4.3 検証対象ダム総合的な評価

治水においては、平成 16 年台風第 23 号で岐阜県内において約 900 戸の床上浸水が発生したこと、平成 18 年に国道 41 号が被災したこと等を踏まえ、緊急輸送道路の浸水被害回避のため、緊急的に平成 22 年から掘削護岸工を実施したことにより、河川整備計画が策定されている場合に想定される目標と同程度の目標である年超過確率 1/10 の洪水の流下が可能となった。

利水においては、治水目的がなくなったことを受け、水道事業者からは、事業参画を中止するとの意向が示された。

このため、ダム事業としては中止せざるを得なくなったと評価する。

## 5. 関係者等の意見

### 5.1 関係地方公共団体との協議等

治水効果の影響がある川辺町に対し、事業実施主体である岐阜県県土整備部河川課の対応方針（案）について説明した。

・令和6年12月18日 川辺町長へ説明

## 6. 対応方針

### 6.1 検証結果

#### 【治水（洪水調節）】

- ・ 緊急輸送道路の安全度を向上させるために実施した掘削護岸工により、1/10年規模に対する治水安全度が達成された。

#### 【利水（異常渇水対策）】

- ・ 利水事業者から事業への参画を中止する意向を確認した。

#### ◎総合的な評価

水無瀬生活貯水池は中止とすることが妥当である。

### 6.2 岐阜県事業評価監視委員会の審議結果

令和6年度 第6回 岐阜県事業評価監視委員会の審議の結果、「中止」との対応方針（案）について了承された。

### 6.3 水無瀬生活貯水池事業の対応方針

以上を総合的に判断した結果、水無瀬生活貯水池事業は、「中止」とする。

治水においては、河川整備計画が作成されていた場合において想定される目標と同程度の目標が緊急輸送道路の安全度を向上させるために実施した掘削護岸工により達成されており、当分の間は、現在の流下能力を維持するために、河川管理施設を適切に維持管理することに努める。

利水においては、異常渇水時には河川法第53条に基づく河川管理者による「渇水時における水利使用の調整」によって、岐阜東部上水道用水供給事業（可茂地域）の水源である岩屋ダムについて、木曾川水系の他の水源ダムとの総合的な運用を行うことや、「渇水対応タイムライン」を活用して渇水時の情報共有を行い渇水被害の軽減を図る。また、国土交通省及び水資源機構より河川法第16条の2に準じて行われた木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取に対し、「木曾川水系連絡導水路により、徳山ダムを含む木曾川水系ダム群を一体運用する水系総合運用を行うことによって、異常渇水時における可茂・東濃地域の取水制限の緩和が期待され、渇水時以外においても可茂・東濃地域にとって大いに有効であると思われるため、水系総合運用を実施すること。」と、知事意見として提出している。